

令和8年度
日本栄養大学大学院 修士課程 第1期 入学試験問題

受験番号	
------	--

小論文

(問題) 下記1～3の課題の中から1題を選び、800字以上1200字以内で論じなさい。

(解答用の原稿用紙の書き始めに、選択した課題の番号を記入しなさい。)

1. 戦後の日本では、疾病構造の変化により、社会全体で国民の健康づくりを進める重要性が高まった。健康づくりを総合的・計画的に実施するために、厚生労働省は1978(昭和53)年から「国民健康づくり」運動をスタートさせた。2024(令和6)年からは第5次の国民健康づくりとして「健康日本21(第三次)」を展開している。

ところで、そもそも「健康」とはどのような状態を指す概念だろうか。「国民健康づくり」運動の展開を詳しく見ればわかるように、「健康」という概念は、その時代の疾病構造や社会構造、国の政策動向等によって、意味内容が変化している。

現代でも広く引用されている健康の定義は、WHO(世界保健機関)が1948年に発効したWHO憲章が示す定義である。WHOは憲章前文において「健康とは、身体的、精神的、社会的に完全に良好な状態であり、単に疾病又は病弱の存在しないことではない(Health is a state of complete, physical, mental and social well-being and not merely the absence of disease or infirmity)」と定義している。

しかし、この健康の定義はその後、改訂されてはいないものの、WHOの理事会や文書で何度も検討され、現在でも議論的になっている。「健康日本21」においても国民の健康課題の多様化が指摘され、個人の特性を踏まえた健康づくりが推進されている。

このように「健康」という概念が持つ意味は多義的で多面的であり、時代や社会によって異なる。では、あなたは現代における「健康」はどのような状態を指す概念だと考えるか。WHOの定義の意義と限界を踏まえ、具体的な事例を取り上げながら、論じなさい。

2. ゲノム編集技術応用食品として、「可食部増量マダイ」、「高成長トラフグ」、「高成長ヒラメ」が国に届け出され市場に出ている。これらの食品のメリットについて、論じなさい。

3. 2024 年、小林製薬が製造した紅麹サプリメントによる健康被害が報告され、5 人が死亡、200 人以上が入院する事態となった。下記の読売新聞の社説では、機能性表示食品制度の課題として、健康被害の報告が遅れたこと、表示の信頼性の低さ、製造工程の不透明性などが指摘されている。機能性表示食品制度の課題と改善策に関して、消費者の健康を守るために、企業、行政、研究機関が果たすべき役割について、あなたの考えを述べなさい。

「機能性表示食品 迅速な被害報告を義務づけよ」一部抜粋

読売新聞オンライン 2024/04/11

機能性表示食品は、科学的根拠となる資料を消費者庁に届け出れば、国の審査なしに効能を示して販売できる。2015 年に規制改革で制度が導入され、今では 6800 を超える製品がある。今回の健康被害で、まず問題なのは報告が遅れたことだ。効果や安全性の担保を企業に委ねる制度である以上、被害の情報があれば、即座に拡大防止策を講じる仕組みがなければいけないはずだ。小林製薬は 1 月半ばに問題を把握しながら、国や自治体への報告は 2 か月以上後だった。消費者庁が定めた機能性表示食品の指針は、健康被害が発生した場合、「情報が不十分であったとしても速やかに報告することが適当」としているが、どの段階で報告しなければならないかがあいまいだ。法的な義務づけもない。体調不良があっても、健康被害が発生していることを知らずにサプリを使い続けた人もいる。企業がすぐに行政と情報を共有し、使用中止を呼びかけていれば、被害の拡大を防げた可能性がある。判断を企業任せにせず、ルールを法的に義務づけるべきだ。紅麹問題では、健康被害が報告された原料から青カビ由来の有害物質「プベルル酸」が検出された。腎臓病との関連性は調査中だが、紅麹から自然に発生することはないとみられ、製造工程で混入した疑いが指摘されている。サプリは特定の物質を濃縮しており、長く使用するケースが多いため、健康被害が出れば、一般の食品より体への影響が大きい。メーカーが消費者庁に届け出る際、製造工程や品質管理について第三者機関の評価を受けるような制度の活用も一案だろう。